



新型コロナウイルスと自治体法務（3）

令和2年4月14日（4月20日追記） 弁護士 吉永公平

○議論は混迷を極める

本号は、前号でご紹介した「行政からの要請」について、更に詳しくご説明します。また、緊急事態宣言の法的な影響について、現在展開されている喧々諤々の議論もご紹介します。作成日時点での情報に基づく検討であり、情報は刻一刻と変わり得ること、私の勤務先を想定した内容であること（ただし、他の自治体にも参考になると思います）、私の勤務先の自治体の公式見解ではなく、私の個人見解であることをご了承ください。

○特措法に基づく要請はもう一種類あった

前号では、「今までの自粛の要請」と「特措法に基づく協力要請・要請」という2種類（見方によっては3種類）の「要請」をご紹介しました。そして、「今までの自粛の要請」は「法律に基づかないもの」であり、「特措法に基づく協力要請・要請」は「法律（特措法45条1項・2項）に基づくもの」と述べてきました。

しかし、「法律（特措法）に基づく協力要請・要請」は、特措法45条1項・2項という「緊急事態宣言に基づくもの」だけではなく、特措法24条9項という「緊急事態宣言とは関係なく出せるもの」もあったのです。同項は「都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。」と定めています。こちらの「協力要請」には、その後に「指示」も「公表」も控えていません。前号の作成時において、私は特措法24条9項を見落としていました（発行直後の4月10日の夜に気付きました…）。

東京都知事が緊急事態宣言を受けて4月11日午前0時から始めた「休業要請」は、特措法45条2項ではなく24条9項に基づくものです。なぜ特措法45条2項に基づくものではなかったのかというと、おそらく次の違いを考慮したものでしょう（…と思いましたが、後述のとおり、実情は違ったようです）。

根拠規定	緊急事態宣言	対象	法的効果
特措法 24 条 9 項	不要	限定なし	義務なし
特措法 45 条 2 項	必要	限定あり（特措法 施行令 11 条）	義務なし 遅滞なく公表 一定の場合に「指示」（義務あり）

このように、特措法24条9項に基づく「協力要請」は、対象に限定がないため、広く事業者等に「休業要請」をすることができます。国は「私権制限は最小限とするべきだ」として特措法45条2項の適用には慎重のようです（朝日新聞2020年4月10日「都の休業要請、一部法的根拠なし 拒否業者に指示できず」）。

なお、4月10日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」では、「特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に

対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼」と記載されています。後半の「これに当てはまらない施設」についても、特措法 24 条 9 項に基づく「協力要請」ができそうに思われますが（特措法施行令 11 条の適用はないため）、東京都の思惑はどのようなものでしょうか。どうやら、政府が「特措法 24 条 9 項に基づく『協力要請』でも、特措法施行令 11 条に規定する施設を対象とするように求める通知」を各都道府県に出しているようです（朝日新聞 2020 年 4 月 11 日「早期休業要請 断行」）。政府が特措法 24 条 9 項を「狭める」ような通知を出したのは、おそらくは「経済への配慮」のためだと思います。

また、東京都知事が「休業要請」と同時に行った都民への「外出自粛要請」は、特措法 45 条 1 項に基づくものです。こちらは 24 条 9 項ではないのですね。その意図は明らかではありませんが、東京都は「意図的」に使い分けているはずで、そこで、ありったけの「要請」の種類をまとめると、次のようになります（これ以上「要請」の見落としがないことを祈ります）。

	根拠規定	緊急事態宣言	対象	法的効果
①	なし	不要	限定なし	義務なし
②	特措法 24 条 9 項	不要	公私の団体又は個人	義務なし
③	特措法 45 条 1 項	必要	住民	義務なし
④	特措法 45 条 2 項	必要	施設管理者等	義務なし 遅滞なく公表 一定の場合に「指示」（義務あり）

東京都知事は、都民には③の要請を、事業者には①と②の要請（法令上は直接関係しないのですが、国の通知に沿った形で、特措法施行令 11 条の施設には②の要請、それ以外には①の要請）をしているようです。複雑極まりないですね。

○政府の基本的対処方針

私が見落としていた特措法のもう一つのポイントが、政府の基本的対処方針（特措法 18 条）です。重要な規定ですので、その全文を引用します。

（基本的対処方針）

第 18 条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

もう一つ重要な規定があります。それは3条3項です。

(国、地方公共団体等の責務)

第3条 4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このように、自治体の新型コロナウイルス対策は、政府の基本的対処方針に基づく必要があります。そのため、特措法24条9項や45条1項～4項により、(特定)都道府県知事に「協力要請・要請」や「指示」・「公表」の権限があるとしても、特措法の仕組みとして、国の意向を無視できないのです。「国が自治体の権限に口を出してけしからん」という単純な問題ではないようです。

この基本的対処方針には、協力要請等に関する重要な記載がありますので、長いですがその一部を引用します(4月7日改正のもの)。下線は私が付しました。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

① 令和2年4月7日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第5条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

③ 特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)開催の制限の要請等を行う。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有や連携を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第

2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

現在、国の方針に関する異論として、「自粛と補償はセットではないか」に加え、「スピード感が足りないのではないか」があります。第1段階・第2段階・第3段階と手順を踏んでいる暇はあるのか、ということです。国はつい先日まで、特定都道府県知事は第1段階である特措法24条9項に基づく休業要請さえもすぐには実施せずに、「緊急事態宣言の効果を2週間程度見守るべき」という第0段階を提案していました。

○自粛の要請と危険負担

行政から企業が営業の自粛を要請された場合、企業が従業員に対して賃金・休業手当を支払う義務があるか否かにつき、緊急事態宣言を踏まえて、弁護士の間でも意見が真っ向から対立しています。この議論は、自治体や外郭団体の職員に関して直接影響するのみならず、委託契約等における委託料等の支払い義務の有無にも大きな影響を与えます。そこで、議論を整理してみます。

<休業手当>

企業が休業となった場合、従業員の賃金・休業手当の要否は、次のとおりです。

①休業が「債権者（企業）の責めに帰すべき場合」（民法536条2項）

… 債権者の故意・過失 $\begin{cases} \text{○} \Rightarrow \text{賃金 100\%} \\ \text{×} \Rightarrow \text{（民法 536 条 1 項）} \end{cases}$

\wedge 帰責性の範囲が広い

②休業が「使用者（企業）の責めに帰すべき場合」（労働基準法26条）

… 不可抗力以外 $\begin{cases} \text{○} \Rightarrow \text{休業手当 60\%以上} \\ \text{×} \Rightarrow \text{賃金・休業手当は不要（不可抗力）} \end{cases}$

【厚生労働省の見解】

緊急事態宣言が出され、営業停止の「要請」や「指示」がされた場合につき、厚生労働省監督課は、「休業は企業の自己都合とはいえなくなり、休業手当を払わなくても違法ではなくなる」と述べたようです（東京新聞2020年4月3日「<新型コロナ>緊急事態の業務停止 休業手当の義務、対象外 厚労省見解」）。その後、厚生労働大臣は、休業手当について、「一律に、直ちになくなるものではない。」「（原因が）使用者の不可抗力によるものかどうかポイント」と補足説明しました（共同通信社2020年4月7日「厚労相、休業手当の一律除外否定 緊急事態宣言で、不可抗力が要点」）。厚労省見解は、「はっきりしないが、『不可抗力』の可能性を示した」といったところでしょうか。

【経営者側弁護士の見解】

YAHOO! ニュースのプロフィール欄に「経営者側労働法専門弁護士」と記載されている倉重公太朗弁護士は、次のように述べています。多少長いですが、重要な部分ですので、なるべく引用します。「都道府県知事から休業要請（特措法24条9項。なお、強制力のあるものではない）を受けた業種についてはどう考えるべきでしょうか。強制力がないとはいえ、法律に基づく事実上の効果の高い『要請』です。要請に反して営業を継続すれば、そのことが公表・報道され、企業の信用が毀損される可能性も高く、営業を継続する

ことは事実上困難であり、まさに外部的要因による、通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事態といえます。したがって、休業要請を受けた業種が『あくまで会社の自主的判断だ』とするのは無理があり、『使用者の責めに帰すべき事由』はないと判断すべきです。」と。

さらには、『「営業継続を要請されているわけではないが、業種を特定して自粛を要請されている訳でもない』という場合（中略）、日本は『空気』が強い国です。非常事態宣言時に『空気』を読まずに、営業を継続した場合のダメージは計り知れないものがあります。そうであれば、これら業種についても、非常事態宣言時には外部的要因による、通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事態であるため、『使用者の責めに帰すべき事由』はないと筆者は考えます。」とも述べられています（YAHOO! ニュース 2020 年 4 月 8 日「緊急事態宣言で給料はどうなる!?（労基法上の休業手当支払の要否）」）。

「経営者側労働法専門弁護士」としては、「緊急事態宣言が出れば、企業等の営業自粛には労働基準法 26 条の適用がなく、休業手当 6 割さえ不要である」という見解です。この見解からすれば、労働基準法 26 条よりも民法 536 条 2 項の方が適用は厳しい（帰責性の範囲が狭い）ため、民法 536 条 2 項が適用されないのは当然ということになります。

【労働者側弁護士の見解】

一方、日本労働弁護団（労働者側の弁護団）の常任幹事である嶋崎量弁護士は、「休業手当に対して広まっている誤解を説くこと」を目的として、対照的な見解を述べています。特措法 24 条 9 項と 45 条 2 項に基づく要請の段階につき、「重要なのは、この段階でもなお、単なる要請に過ぎないということだ。法的に営業停止が命じられたり、強制されるような状態ではない。（中略）その要請に事業主がしたがったとしても、使用者側に起因する経営判断に過ぎないから法的には労基法 26 条の支払い対象となる（なお、私見ではこの場合、休業手当として賃金 6 割にとどまらず 10 割が支払われるべきケース）。」と。

さらには、特措法 45 条 3 項に基づく「指示」につき、「法的には罰則などもなく、使用者は営業停止などを強制されるような状態ではない。（中略）（後述する公表などによる社会的不利益による経営損失を避けるべく）自らの利益のために行うのだから、使用者が自らの使用者側に起因する経営判断に過ぎないから経営者による自己の都合によるものであって、法的には労基法 26 条の支払い対象となる（なお、私見ではこの場合であっても、休業手当として賃金 6 割にとどまらず 10 割が支払われるべきケース）。」とも述べられています（YAHOO! ニュース 2020 年 4 月 9 日「緊急事態宣言でも、休業手当は支給されねばなりません」）。

労働者側弁護士としては、「日本の『空気』に屈するのは企業の都合であり、休業の負担を労働者に押し付けてはならない」という見解であるといえます。なお、嶋崎弁護士は「基本的には営業等の自粛は推奨すべき」と述べており、「道義的な責任（＝企業は自粛すべき）」と「法的な責任（＝企業は休業手当 6 割や賃金 10 割を支払うべき）」を厳密に分けて考えているともいえます。

＜委託料等への応用＞

休業手当は、直接的には労働基準法 26 条の問題ですが、その前提として民法 536 条 2

項の問題がありました（公務員にも同項が類推適用されるかという問題もありました）。そこで、「民法 536 条 2 項の問題」という点で共通する委託料等にも、上記見解は次のとおり応用できそうです（あくまで私見です）。

論者	休業手当の見解	委託料等への応用（私見）
厚生労働省	はっきりしないが、不可抗力の可能性あり	はっきりしないが、不可抗力の可能性あり？
経営者側 弁護士	特措法 24 条 9 項に基づく「協力要請」がされていなくても、緊急事態宣言が出ていけば、営業自粛は民法 536 条 2 項・労働基準法 26 条の適用なし。 ⇒賃金 10 割・休業手当 6 割の支払いは不要。	特措法 24 条 9 項に基づく「協力要請」がされていなくても、緊急事態宣言が出ていけば、委託業務の中止等は民法 536 条 2 項の適用なし？ ⇒委託料等の支払いは不要？
労働者側 弁護士	特措法 24 条 9 項・45 条 2 項に基づく「協力要請・要請」のみならず、同条 3 項に基づく「指示」が出されても、民法 536 条 2 項・労働基準法 26 条の適用あり。 ⇒賃金 10 割・休業手当 6 割の支払いは必要。	特措法 24 条 9 項・45 条 2 項に基づく「協力要請・要請」のみならず、同条 3 項に基づく「指示」が出されても、委託業務の中止等は民法 536 条 2 項の適用あり？ ⇒委託料等の支払いは必要（節約できた経費等は控除）？

【どう考えるべきか】

厚生労働省、経営者側弁護士、労働者側弁護士の誰が「正解」なのでしょう。または「それ以外の誰か」が「正解」なのでしょう。見解の正当性は、「誰が言ったか」ではなく、「理由の合理性」が決め手です。

少なくとも特措法 24 条 9 項に基づく「協力要請」は、その後に企業等に法的義務を負わせる「指示」が予定されておらず、「法的には弱いもの」となります。この「協力要請」は、緊急事態宣言とは無関係に行うことができるため、緊急事態宣言が出たからといって「法的に強いもの」にレベルアップするとはいえないでしょう。そうすると、特措法 24 条 9 項に基づく「協力要請」は、法的には「従わなくてもいいもの」といわざるを得ません。もちろん営業自粛をすることは望ましいのですが（自治体であればなおさらです）、営業自粛はあくまで企業や自治体の判断によるものです。そのような営業自粛によって、委託契約等の相手方に負担を押し付けられるものではないように思われます。よって、特措法 24 条 9 項に基づく「協力要請」によっては、民法 536 条 2 項の適用はなく、委託料等を支払う必要があると考えられます（節約できた経費等は控除）。

経営者側弁護士が述べるような「空気の力」は、私も一部共感するところがあります。しかし、「道義的な責任」と「法的な責任」は区別すべきでしょう。また、民法 536 条 2 項の適用につき、業務等を自ら中止させたにもかかわらず責任を免れたい委託者等が、「自らの帰責性がないこと」をある程度は示す必要があると考えられます。しかし、ほとんどの委託者等は、「委託者等としてはここまで最大限の配慮をしたが、それでも科学的見地（特に公衆衛生学の見地）からすれば、業務等の実施は不可能である」ことを十分に示すことは困難ではないでしょうか。

一方、特定都道府県知事にとって一番強力な措置である、特措法 45 条 3 項に基づく「指示」は、行政処分として企業等に法的義務を負わせます。そうすると、罰則はなくても、法的には企業等は「業務を実施できない」のです。これを「自粛（＝できるけどあえてやらない）」とは言わないはずです。このような「強制された業務の中止」を「企業等の帰責性あり」とはいいい難いため、民法 536 条 2 項は適用されないように思われます。すなわち、委託料等を支払う必要はないという考えです。

労働者側弁護士が述べるような、「公表などによる社会的不利益による経営損失を避けるべく自らの利益のために行う」業務の停止とはいえないでしょう。企業等には、特措法 45 条 3 項に基づく「指示」に従わないという選択肢は、法的には原則としてないからです。

では、その中間に位置する、特措法 45 条 2 項に基づく「要請」ならどうでしょうか。ここが一番難しいです。所詮は「お願い」にとどまり、従う法的義務はない点に着目するか、それとも、必ず「公表」され、一定の条件のもと「指示」まで出され得るため、「空気の力」をさて置くとしても、「協力要請」の段階でももはや事実上従わざるを得ない点に着目するか、です。近時の新型コロナウイルスの脅威の増大に鑑みれば、「特措法 24 条 9 項に基づく『協力要請』にとどまらず、特措法 45 条 2 項に基づく『協力要請』（基本的対処方針の第 2 段階）にまで移行したことの社会的な意義は極めて大きく、もはや事実上従わざるを得ない」とみるべきように思います。「公表」までされるのですから、なおさらです。何とも自信のない見解ですが、現状の私の考えはこのとおりです。

<まだ特措法の緊急事態宣言が出されていない地域>

まだ特措法の緊急事態宣言が出されていない地域も多くあります（※ 4 月 20 日追記：4 月 16 日、全国に緊急事態宣言が出されました）。それでも、いくつかの県で「独自の」緊急事態宣言が出されたように、全国的に新型コロナウイルスの脅威は、3 月に比べてもかなり（見方によっては著しく）増大しているといえます。そうすると、「特措法の緊急事態宣言は出ていないとはいえ、3 月よりも自粛要請に応じざるを得ない度合いは強まっており、もはや『不可抗力』といえるのではないか」という気もしなくはありません。

前々号でご紹介した弁護士・松田昌明 H P 「新型コロナウイルス×イベント×契約×労務＋内定取消し」も、3 月の時点では、「イベントの開催を中止する場合でも、『不可抗力』ではなく、あくまで主催者判断による中止と評価されます。」と述べられていました。しかし、4 月 4 日の追記として、「その後、状況は大きく変わってきました。現状で、大規模イベントの開催はもちろん、感染経路不明の感染者が多い地域では小規模なイベントの開催も控えざるを得ない状況にはなってきています。今後は、上記 4 月 1 日付けの提言（※国の専門家会議の提言）を踏まえ、地域ごとの状況を見極めつつ、リスクと対策を十分考慮しつつ判断していくことにあるでしょう。（中略）イベントを中止する場合には費用の負担をどうするのか、開催する場合には十分な感染症対策と集客できない場合のリスクをどのように負担するのかを、契約内容を踏まえつつ話し合いながら進める必要があります。」と軌道修正されています。

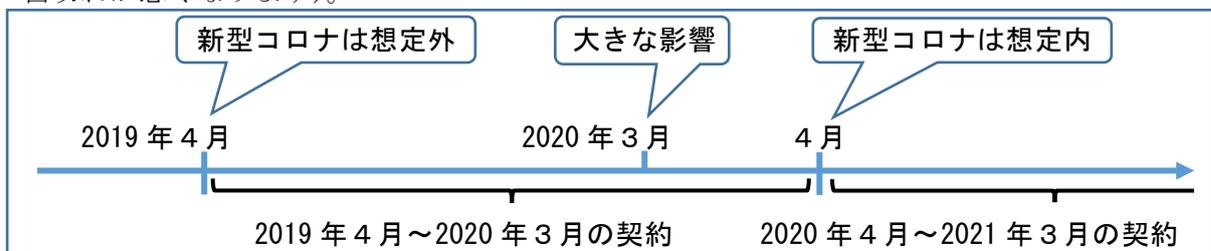
しかし、松田弁護士が追記で述べられているように、「リスクと対策を十分考慮しつつ判断」すべきであり、その対策は「中止」のみであるとは限りません。中止は感染まん延防止のための一番の安全策ですが、「他の対策」を十分に検討しないまま、直ちに「中止は『不

可抗力』による」とは評価できないでしょう。社会通念上採り得る「他の対策」が万策尽きたときに、初めて「不可抗力」という評価が可能になると思われま。現時点において、このような「他の対策」が万策尽きたのかということ、私は公衆衛生学の素人ながら、やはり疑問が残ります（「イベント等を実施すべき」という趣旨では全くありませんので、ご注意ください）。特に自治体という公的な立場においては、「安全を徹底する」という「道義的な責任」を果たすことが第一であり、その結果として、民法 536 条 2 項に基づき委託料等を支払うという「法的な責任」を負うことになるかと思ひます。

＜3月までの契約と4月からの契約は「事情」が異なる＞

『事情』が異なる」というこの見出しは、「イベント等の中止につき、3月までの契約は自治体の帰責性あり（民法 536 条 2 項の適用あり）だが、4月からの契約は自治体の帰責性なし＝不可抗力（民法 536 条 2 項の適用なし）」という意味…かと思ひきや、そうではありません。

3月までの契約は、約1年前の2019年4月に締結したものが多いでしょう。新型コロナウイルスの影響は、契約締結時には「想定外の事態」だったはず。しかし、2020年4月からの契約は「事情」が違います。契約締結時には、新型コロナウイルスの影響はわかっていたのであり、それも「更に悪化するかもしれない」ことさえも「想定内の事態」といえます。「想定内の事態」が起きたのに、それを安易に「不可抗力」と位置付けて委託料等の責任を免れることは、道義的にも法的にも妥当ではないと思ひま。ただし、特措法 45 条 3 項に基づく「指示」まで出されたら（その前段階の同条 2 項に基づく「要請」でも）、さすがに「不可抗力」だと思ひます…そう思うのですが…という歯切れの悪さは残ります（「要請」や「指示」さえも「想定内の事態」ではないか、と言えなくもないため、歯切れが悪くなります）。



なお、期限の定めのない雇用（民間）・任用（公務員）をされている従業員・職員は、採用時においては、4月以降の新型コロナウイルスの影響も「想定外の事態」といえそうです。そうすると、委託料等よりも賃金・休業手当の方が、新型コロナウイルスの影響が「不可抗力」とされやすい気もしなくはありません（もちろん、雇用者・任命権者としては、代替業務の有無や自宅勤務の可能性を検討する必要があります）。しかし、それでは事業者よりも労働者の保護が弱くなりかねず、結論として妥当なのか悩んでしまいます…。

＜給食のお話＞

私の勤務先の自治体は、外郭団体に給食の調理を委託しています。そして、外郭団体が各事業者と売買契約を締結して、給食の食材を調達しています。3月の小中学校の休校によって給食も中止となった結果、食材の売買契約もキャンセルとなりました。そこで、文部科学省は自治体向けに、食材の売買代金（文部科学省は「キャンセルによる違約金」と位置付けているようです）の一部の補助金を出そうとしています。もし3月の休校が「不

不可抗力」によるものであったとすれば、自治体や外郭団体（委託先が民間企業等でも同様です）は食材の売買代金を支払う必要がなく、結果として文部科学省の補助金も不要となるのではないのでしょうか。そうすると、文部科学省は、3月の休校は「不可抗力」ではないと考えていると推測されます。文部科学省は「不可抗力」だとは明言しないでしょうが。

なお、文部科学省がいう「違約金」は、損害賠償額の予定だと推定されます（民法 420 条）。そうすると、自治体が違約金を支払うには、議会の議決が必要になるはず（地方自治法 96 条 1 項 13 号。金額的に、専決処分（同法 180 条）は難しいでしょう）。ただし、外郭団体等は自治体ではないため、地方自治法の適用がなく、議決は不要です。そして、自治体が外郭団体に支払うのは委託料であるため、やはり議決は不要です。今回の給食関係は、自治体が直営で給食を調理しているか、外郭団体に委託しているかで、議決の要否が変わるといえる「何ともいえない感じ」のケースです。

○コンプライアンス研修の成果の発揮のしどころ

私の勤務先の自治体でよく研修講師をお務めくださる、森総合研究所の代表の森健さんは、『『新型インフル特措法』の一部改正と企業のリスク管理・BCP』NB L1167 号（ウェブ上で無料で読めます）において、「各企業は単に法的な強制力の有無や罰則の有無から協力の要否を検討するのではなく、自社に課せられたコンプライアンス（法令遵守ではなく『社会的要請』への適応）の視点や、世論・国民感情の動き、政府や地方公共団体が出す公式・非公式のメッセージ群にも注意を払い、忖度という意味ではなく、企業の社会的責任として積極的に各措置に協力することが求められるであろうということである。」と述べられています。このことは、私たち自治体職員が森さんからこれまでの研修（特にコンプライアンス研修）で学んできたこと「そのもの」です。

このような緊急事態だからこそ、基本に立ち返って、「自治体に対する『社会的要請』は何か、どのように応えるべきか」を考えてみましょう。法律問題はその後に出てくるものだと思います。「法律は最低限の道德である」という格言のとおりです。

①自治体への「社会的要請」は何か、どう応えるべきか（本当のコンプライアンス）。
…イベント等を自粛すべきか。



②そのような対応を自治体が行った場合、法的にはどうなるか（法令遵守）。
…委託料等を支払う必要があるか。

○逐条解説の無料公開

みなさんに朗報です。前号で参照した『逐条解説新型インフルエンザ等対策特別措置法』は、絶版ながら、1月下旬から出版社である中央法規出版株式会社のHPで無料公開されています。恥ずかしながら、私は無料公開に気付いていませんでした。

○まだ終わりが見通せない新型コロナウイルスと自治体法務

書くべきことがたくさんあり過ぎて、本資料もまだ続きます。緊急事態において、法律は住民を幸せにできるのでしょうか。社会的正義を実現できるのでしょうか。